

# 岐阜市立且格小学校 P T A 規約

昭和 47 年 3 月	一部改正	平成 2 年 3 月	一部改正
昭和 47 年 4 月	一部改正	平成 7 年 3 月	一部改正
昭和 49 年 3 月	一部改正	平成 11 年 3 月	一部改正
昭和 51 年 3 月	一部改正	平成 14 年 2 月	一部改正
昭和 56 年 3 月	一部改正	平成 14 年 5 月	一部改訂
昭和 59 年 3 月	一部改正	平成 16 年 5 月	一部改訂
昭和 60 年 3 月	一部改正	平成 24 年 4 月	一部改訂
昭和 62 年 3 月	一部改正	平成 31 年 4 月	一改改訂

## 第 1 章 総 則

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は岐阜市立且格小学校（以下「小学校」という。）P T A と称し、事務所を小学校内に置く。

(目 的)

第 2 条 本会の目的は次の通りとする。

- (1) 学校・家庭並びに社会における児童の福祉を増進する。
- (2) 教育環境の改善に努め、児童の心身の健全な育成を図る。
- (3) 会員の教養を高め、相互の親睦を図る。

(方 針)

第 3 条 本会は目的達成のため、次の方針により活動する。

- (1) 教育を目的とする民主団体として活動する。
- (2) いかなる党派・宗教・営利団体にも協力はできない。
- (3) 児童の福祉を増進するために活動する他の団体と協力する。
- (4) 適正なる教育予算の充実を期するための努力をする。
- (5) 学校に関する諸問題を検討し、意見や参考資料を提出しその活動を助けるが、学校管理や職員人事には干渉しない。

## 第 2 章 会 員

(会 員)

第 4 条 本会の会員は次の通りとする。

- (1) 小学校に在籍する児童の保護者および小学校に在籍する職員を正会員とする。
- (2) 小学校区在住者で本会員の趣旨に賛同するものを賛助会員とする。

## 第 3 章 役 員 等

(役員構成)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人 (保護者)
- (2) 副会長 若干人 (保護者)
- (3) 書記 2 人 (保護者 1 人、教職員 1 人)
- (4) 会計 2 人 (保護者 1 人、教職員 1 人)
- (5) 会計監査 2 人 (保護者)

(役員を選出)

第6条 役員を選出は次の通り行われる。

2 役員選考委員会を置き、次による委員をもって構成する。

- (1) 総務委員会代表 1人
- (2) 各学年委員長 6人
- (3) 地域生活委員 各ブロック1人

3 役員選考委員会は正副委員長を互選し、会長がこれを委嘱する。委員長は委員会を統括し必要に応じて、委員会を招集する。

4 役員選考委員会は、役員候補者を選考推薦する。

5 前項の結果に基づき、委員長は候補者に役員就任の承認を求める。

6 候補者の承諾後、役員選考委員会は、選出した役員候補者を総務委員会に報告し、承認を受け、会員に公示する。

7 選考委員の任期は、選出された時から役員選出時までとする。

8 選考委員会における会の内容については、一切を秘密にしなければならない。

(役員の仕事)

第7条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序により職務を代行する。

3 書記は総会、役員会、総務委員会の議事を記録・保管する。

4 会計は本会の収入・支出の記録と関係書類を保管し、総会において報告する。

5 会計監査は本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員会)

第8条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

(役員会の仕事)

第9条 役員会の仕事は、次の通りとする。

- (1) 総務委員会に提案する原案を作成する。
- (2) 緊急事項について処理し、総務委員会に報告し、承認を求める。
- (3) その他、会の運営の推進を図る。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置く。

2 顧問は、小学校長・自治会連合会長・前小学校PTA会長他若干人とする。

3 顧問は、各種の会合に出席し、指導助言する。

(任期)

第11条 役員、顧問の任期は毎年4月1日より翌年3月31日までとし、再任を妨げない。

## 第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は、会長・役員及び正会員をもって構成する。

(審議事項)

第13条 総会は、次の事項について審議決定する。

- (1) 前年度の事業報告及び決算報告と監査報告の承認。
- (2) 新年度の事業計画及び事業予算の承認。
- (3) 新年度役員及び委員の報告に関する事。
- (4) 会則に関する事。
- (5) その他、本会の運営に必要な事項に関する事。

(招 集)  
第 14 条 定例総会は毎年 1 回年度始めに行い、臨時総会は総務委員会が必要と認めた場合に、会長が招集する。

(議 決)  
第 15 条 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## 第 5 章 委員会等

(委 員 会)  
第 16 条 本会に、次の委員会を置く。

- (1) 地区委員会
- (2) 学級委員会
- (3) 専門委員会
  - ①地域生活委員会
  - ②学年代表委員会
  - ③成人教育委員会
  - ④広報委員会

(委員会の構成)  
第 17 条 委員会の構成は次の通りとする。

- (1) 地区委員会は、原則として日置江子ども会育成連合会の地区毎に選ばれた 2 人ずつの委員をもって構成する。但し、委員の人数については、必要に応じて増減できる。
- (2) 学級委員会は、各学年より互選された 3 人の委員をもって構成する。また、各学年に、学年委員長を互選し円滑を図る。
- (3) 専門委員会は次の通りとする。
  - ①地域生活委員会は地区委員の子ども会各ブロック地区長とする。
  - ②学年代表委員会は各学年委員長とする。
  - ③成人教育委員会は各学級委員とする。
  - ④広報委員会は各学級委員とする。

(委員会の役員)  
第 18 条 各委員会は、委員長、副委員長、書記、会計を互選する。

(委員会の任務)  
第 19 条 委員会の任務は次の通りとする。

- (1) 地区委員会は、本会の運営に参画すると共に、その区内の児童の福祉に努める。
- (2) 学級委員会は、本会の運営に参画すると共に、その学級、学年の福祉に努める。
- (3) 専門委員会の任務は次の通りとする。
  - ①地域生活委員会は、校区における児童の交通安全と環境改善を図り、他団体との連携に努める。
  - ②学年代表委員会は、学校教育並びに P T A 活動への理解と協力に基づき、積極的な実践活動に努める。
  - ③成人教育委員会は、家庭教育と生涯学習の観点に立ち、会員の研修を企画し、家庭生活に生かすと共にその充実に努める。
  - ④広報委員会は、広報誌を発行し、会員意識の向上と P T A 活動への理解と協力を促す。

(総務委員会の構成)  
第 20 条 総務委員会は、役員及び地域生活委員会・学年代表委員会の委員及び成人教育委員会・広報委員会の正副委員長によって構成される。  
拡大総務委員会は、役員及び地域生活委員会・学年代表委員会・成人教育委員会・広報委員会の委員によって構成される。

(総務委員会の招集)

第 21 条 総務委員会は必要に応じて会長が招集する。

(総務委員会の任務)

第 22 条 総務委員会及び拡大総務委員会の任務は次の通りとする。

- (1) 総会に提案する議案の作成をする。
- (2) 本会運営上の問題を審議し、その執行にあたる。

## 第 6 章 会 計

(会 計)

第 23 条 本会の経費は、会費・事業収入および寄付金をもって充てる。

- (1) 会費として正会員は月額 5 0 0 円を納入する。
- (2) 会費の額の増減は総務委員会で決定する。
- (3) 本会の経費は第 2 条の目的達成以外には使用してはならない。

(会計年度)

第 24 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

## 第 7 章 付 則

(規約改正)

第 25 条 本会の規約改正は、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

(慶弔規定)

第 26 条 慶弔については、小学校 P T A 慶弔に関する内規による。

(規約施行)

第 27 条 本会規約は、昭和 26 年 4 月 1 日より施行する。